

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）

- 日時：令和3年3月30日（火） 午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
倉吉市長、鳥取市保健所
アドバイザー（鳥大医学部 千酌教授）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

< 県内213、214、215例目(鳥取市保健所管内82、83、84例目)・第2報 >

< 鳥取市保健所管内 (その1) >

事例	年代	性別	居住地	職業	経過等（発症2日前以降）	国外、の移動歴	備考
県内213例目 (鳥取市保健所管内82例目)	非公表		鳥取市				
県内214例目 (鳥取市保健所管内83例目)	非公表						
県内215例目 (鳥取市保健所管内84例目)	非公表						

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

< 県内216、217、218例目（鳥取市保健所管内85、86、87例目）・第2報 >

< 鳥取市保健所管内（その2） >

事例	年代	性別	居住地	職業	現在の症状	経過等（発症2日前以降）	国外、県外の移動歴	備考
県内216例目 （鳥取市保健所管内85例目）		非公表	鳥取市					
県内217例目 （鳥取市保健所管内86例目）		非公表						
県内218例目 （鳥取市保健所管内87例目）		非公表						

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要 <県内219、220、221例目・第2報>

<倉吉市内事業所の社員寮入寮者（その1）> ※県内219～229例目の変異株スクリーニング検査は全て陽性

事例	年代	性別	居住地	職業	現在の症状	経過等	国外、県外の移動歴	備考
県内219例目	20代	女性	倉吉市					
県内220例目	20代	女性	倉吉市					
県内221例目	30代	女性	倉吉市					

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要
<県内222~225例目・第2報>

<倉吉市内事業所の社員寮入寮者（その2）>

事例	年代	性別	居住地	職業	現在の症状	経過等	国外、県外の移動歴	備考
県内222例目	20代	女性	倉吉市					
県内223例目	20代	女性	倉吉市					
県内224例目	20代	女性	倉吉市					
県内225例目	20代	女性	倉吉市					

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要 < 県内226~229例目・第2報 >

< 倉吉市内事業所の社員寮入寮者（その3） >

事例	年代	性別	居住地	職業	現在の症状	経過等	国外、県外の移動歴	備考
県内226例目	20代	女性	倉吉市					
県内227例目	20代	女性	倉吉市					
県内228例目	20代	女性	倉吉市					
県内229例目	20代	女性	倉吉市					

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要
<県内230例目・第2報、県内231例目・第1報>

<その他>

事例	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過等（発症2日前以降）	国外、県外 の移動歴	備考
県内230例目	非公表							

※3/30(火) 県内219～221例目の接触者として、検体採取、県衛生環境研究所でPCR検査で陽性判明
 詳細については調整中

対応方針

1. 患者の対応

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
→ 最終接触日より2週間の健康観察及び外出自粛要請
- 濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、幅広くPCR検査を実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査

3. 変異株スクリーニング検査

- 全陽性者の検体について県衛生環境研究所において変異株スクリーニング検査を実施

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(7例目)

1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

11名(倉吉市内事業所社員寮入寮者 第1寮:3人/入寮者6人、第2寮:8人/入寮者9人)

2. 患者対応

感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院中(3人)、又は本日入院予定(8人)(3/30正午現在)

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

対応状況

- 条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施について、実地及び文書で指導。
- 施設管理者は、感染拡大防止に協力しており、検査対象者への連絡や検査の実施に協力している。
 - 積極的疫学調査により、3/29中に11人に検査を実施し、8名の陽性を確認。
※3/29時点で全ての対象者に検査実施済み。
 - 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
- クラスター対策監を中部に派遣するとともに、今後、施設の感染対策の点検調査のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(7例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 施設の管理者は、全ての利用者(入寮している社員)に速やかに連絡し、3/29中に対象者全員の検査を実施済み。
- 合わせて、当該入寮者が勤務する会社の社員に対しても、3/30中に全員の検査を実施予定。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設は、一部使用停止や消毒等を始めとした適切な感染拡大防止措置の実施にむけ、現在調整中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な実施を勧告する。

医療提供体制

1. 入院体制(3月30日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
		<small>※入院調整済の者を含む</small>		
317床	198床	20人	6%	10%

2. 宿泊療養体制(3月30日 12:00現在)

地区	部屋数	入所者	備考
東部	66室	0人	令和2年8月13日開設
西部	40室	0人	令和3年1月12日開設

対象者:入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者

運営体制:看護師の24時間常駐による健康サポート

医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナウイルス警報（3月30日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	3/24～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
西部地区	注意報	3/30～

※今後、変異株の感染拡大が見られる場合には「新型コロナウイルス感染増大警戒情報」の発令も検討

<感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化>

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化（積極的疫学調査、相談対応）
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 3月30日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	10% (20/198床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	6% (20/317床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/42床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			4人 (実数20人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※3/23~3/29発表分		1.5% (20/1,316人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は3/24~3/30発表分で集計		4人 (実数20人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		多い (20人/0人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		10% (2/20人)	50%以上	

⑤の指標はステージⅢの目安を上回っているが、その他の指標は下回っており、本県はステージⅢに達していないと考えられる。

『感染急拡大警戒期間』発令

R3.4.13まで

全国で感染が急拡大しています。

ご注意ください!!

- 感染が急拡大している地域との往来による県内感染が続いています。
- 変異株など感染力が高いウイルスが広がっていると考えられます。
- 県外との往来など注意レベルをあげましょう。

感染急拡大を踏まえた県庁の対応

■ 中部総合事務所にクラスター対策監チームを派遣し対応中

○感染拡大防止措置に万全を期すためクラスター対策監チームを派遣（3/30～）

■ 保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続

○リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢を継続

■ 県外からの異動職員の対応

○健康管理（毎朝の検温等）を徹底し、発熱等の症状がある場合は躊躇なく休暇等を取得

○県民等不特定多数と接する業務は来県後2週間は自粛

○飲食につながる懇親会等は来県後2週間は自粛

■ 新規採用職員の対応

✓ 県外から着任する新規採用職員は、最大2週間各所属への配置を見合わせ

◆感染予防対策を徹底した「辞令交付式」を実施した上で、県外から着任する新規採用職員については、4月1日での配置は行わず、最大2週間は、eラーニング研修を組み合わせた「在宅勤務」を行う。

■ 鳥取型オフィスシステムの再徹底

○執務室の配置の見直しやアクリル板等による間仕切りの設置等の再徹底

○コピー機・電話機等の職員が共用する物品の定期的な消毒、こまめな換気を徹底⁵